

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について

高 校 教 育 課

1 改正の理由

国家公務員の定年引上げに準じた定年引上げについて規定した一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、改正後の長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員等の産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給に関して、所要の改正を行う。

2 改正の内容

規則名	改正の内容
産業教育手当の支給に関する規則 （昭和33年長野県教育委員会規則第3号）	改正前の規則における「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に変更する。
定時制通信教育手当の支給に関する規則 （昭和36年長野県教育委員会規則第1号）	併せて、暫定的に現行の再任用制度を維持するために規定された「暫定再任用短時間勤務学校職員」について、定年前再任用短時間勤務職員と同様に端数計算を行うため、改正附則に規定する。

3 施行期日

令和5年4月1日

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給
に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定の見出し中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、当該規定中「第11条の3第2項」を「第2条第3項」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

(1) 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年長野県教育委員会規則第3号）第3条

(2) 定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年長野県教育委員会規則第1号）第3条

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第16項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、この規則による改正後の産業教育手当の支給に関する規則第3条の規定及びこの規則による改正後の定時制通信教育手当の支給に関する規則第3条の規定を適用する。

新旧対照表

○産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年長野県教育委員会規則第3号）

改正案	現 行
<p>第1条 略 第2条 略 （定年前提任用短時間勤務学校職員等の産業教育手当の月額の端数計算） 第3条 学校職員給与条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の7第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給する産業教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。 第4条 略</p>	<p>第1条 略 第2条 略 （再任用短時間勤務学校職員等の産業教育手当の月額の端数計算） 第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の7第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給する産業教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。 第4条 略</p>

○定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年長野県教育委員会規則第1号）

改正案	現 行
<p>第1条 略 第2条 略 （定年前提任用短時間勤務学校職員等の定時制通信教育手当の月額の端数計算） 第3条 学校職員給与条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の6第1項及び第2項の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>	<p>第1条 略 第2条 略 （再任用短時間勤務学校職員等の定時制通信教育手当の月額の端数計算） 第3条 学校職員給与条例第11条の3第2項に規定する再任用短時間勤務学校職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。）、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である学校職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について、学校職員給与条例第27条の6第1項及び第2項の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>